

前橋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（議案第30号）

社会福祉課

1 制定の理由

社会福祉法の改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める。

2 主な内容

- (1) 無料低額宿泊所（生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設）は、入居の対象者を生活困窮者に限定していること等の事項を満たすものとする。
- (2) 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
- (3) 無料低額宿泊所の施設長は、大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- (4) 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。
- (5) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。
- (6) 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上とする。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合には、4.95平方メートル以上とすることができる。
- (7) 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、サービスを選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。
- (8) 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、一定の要件に従い、無料低額宿泊所が、金銭を管理することを妨げない。

3 施行期日

令和2年4月1日